

笛吹市地域防災計画（雪害対策計画）

笛吹市豪雪対応マニュアル

笛吹市

総務部防災危機管理課・建設部土木課

（平成30年2月改訂）

目次

はじめに

総則

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 マニュアルの性格・・・・・・・・・・P 1
- 3 マニュアルの構成・・・・・・・・・・P 1

第 1 編 豪雪一般対策

第 1 章 組織計画

- 1 警戒配備体制及び笛吹市豪雪対策本部・・・・・・・・・・P 2
- 2 笛吹市豪雪対策本部の設置及び廃止・・・・・・・・・・P 2
- 3 応急活動体制・・・・・・・・・・P 2
- 4 職員の動員及び配備（通常体制）・・・・・・・・・・P 3
- 5 職員の動員及び配備（自宅から市役所に参集できない場合）・・・・・・・・P 4
- 6 対策本部設置時の主な所掌事務・・・・・・・・・・P 4

第 2 章 情報収集及び情報連絡計画

- 1 情報収集体制・・・・・・・・・・P 6
- 2 情報連絡体制・・・・・・・・・・P 6

第 3 章 広報活動計画

- 1 提供情報項目・・・・・・・・・・P 6
- 2 広報方法及び連絡系統・・・・・・・・・・P 7

第 4 章 豪雪時における各種対策

- 1 災害時避難行動要支援者対策・・・・・・・・・・P 7
- 2 帰宅困難者対策・・・・・・・・・・P 7
- 3 農業施設対策・・・・・・・・・・P 7
- 4 孤立予防対策・・・・・・・・・・P 7

第 5 章 豪雪時及び豪雪対策における住民等に対する普及啓発

- 1 在宅時の安全な過ごし方等について・・・・・・・・・・P 8
- 2 車両の運転等について・・・・・・・・・・P 8
- 3 防災気象情報等の活用について・・・・・・・・・・P 8
- 4 雪下ろし等除雪作業中の事故防止について・・・・・・・・・・P 8

第 6 章 行政区・事業所等・市による役割分担と相互連携及び協力

- 1 行政区、自主防災組織等の役割・・・・・・・・・・P 9
- 2 事業所等の役割・・・・・・・・・・P 9
- 3 市の役割・・・・・・・・・・P 9

第 7 章 応援要請・・・・・・・・・・P 9

第 8 章 災害時における民間との防災協力及び連携・・・・・・・・P 9

第2編 道路除排雪計画

第1章 道路除排雪計画の基本方針

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・P10
- 2 計画の性格と役割・・・・・・・・・・P10

第2章 除雪対策に係る体制発令基準

- 1 除雪対策発令基準・・・・・・・・・・P10

第3章 道路除排雪実施方法

- 1 除雪優先道路の設定・・・・・・・・・・P11
- 2 除雪実施方法・・・・・・・・・・P11
- 3 排雪場所・集雪場所の確保・・・・・・・・・・P12
- 4 除雪時における立ち往生車両・放置車両対策・・・・・・・・・・P12

第4章 情報連絡及び情報発信

- 1 情報連絡・提供・・・・・・・・・・P12
- 2 道路利用者への情報発信・・・・・・・・・・P12

第5章 雪崩危険箇所への対応

- 1 降雪前の事前予防・・・・・・・・・・P12
- 2 降雪開始から雪崩発生までの対応・・・・・・・・・・P13
- 3 雪崩に関する普及啓発・・・・・・・・・・P13

第6章 凍結防止剤散布・配布計画

- 1 散布車による散布・・・・・・・・・・P13
- 2 行政区、消防団への配布・・・・・・・・・・P13

第7章 計画の推進

- 1 国・県等の連携・・・・・・・・・・P13
- 2 計画の見直し・・・・・・・・・・P13

豪雪時排雪場所・集雪場所・・・・・・・・・・P14

除雪対策に係る体制移行に応じた除排雪実施の流れ・・・・・・・・・・P15

豪雪時除雪優先路線図・・・・・・・・・・別添

はじめに

平成26年2月14日から15日にかけて山梨県内を襲った記録的豪雪により、笛吹市では2名の尊い命が犠牲になったばかりでなく、道路交通網の寸断、路線バス・鉄道等全ての公共交通機関の運休、住宅等の被害、孤立地域及び帰宅困難者の発生、農業施設の倒壊及びそれに伴う農作物の被害等が発生し、約1週間にわたり市民生活に大きな混乱をもたらした。

笛吹市では、一日も早い復旧に向け、道路の除雪、帰宅困難者における避難所の開設、孤立地域の解消対策等を行ってきたが、従来の雪害対策計画では十分に対応できなかったことから、短期間に大量の雪が降り積もるといった場合など、この豪雪での反省を踏まえ、降雪状況等災害事象に応じた臨機応変な対応と、防災体制について明記した豪雪対応マニュアルを作成することとした。

総則

1 目的

この豪雪対応マニュアルは、豪雪時における除雪計画、情報伝達・情報収集体制、国・県等防災関係機関との連携、災害時要援護者対策等豪雪時における各種対策、職員配備体制及び災害時・災害復旧における役割分担並びに官民の連携及び協力による具体的な行動計画をあらかじめ定めることにより、豪雪災害を未然に防止し、被害を最小限に抑える応急対策を実施し、早期復旧を図ることを目的として作成したものである。

2 マニュアルの性格

この豪雪対応マニュアルは、災害対策基本法（昭和36年11月15日制定）第42条の規定に基づき作成された「笛吹市地域防災計画（雪害対策計画）」の雪害対策を補完するものとして定めたものであり、今後も実態に応じて随時見直しを行っていくものとする。

このマニュアルの対象となる降雪状況等災害事象は異常な降雪・積雪により、都市機能の阻害及び道路の通行止めや公共交通機関の運休等による交通路の途絶、停電、通信線の切断、雪崩等による家屋、人家の被災、更には孤立集落の長期化、被害の広範化が予想される状況等をいう。

3 マニュアルの構成

豪雪災害における対策としては、道路除排雪対策が大きなウエイトを占めることから、豪雪一般対策編と道路除排雪計画編の2編構成とする。

第1編 豪雪一般対策

第1章 組織計画

1 警報等配備体制及び笛吹市災害警戒本部

豪雪となる恐れのある一定の気象状況の時に警報等配備体制をとるとともに、笛吹市災害対策本部設置に至らない災害対策の実施が必要と認められるときには、総務部長を本部長とする笛吹市災害警戒本部（以下「警戒本部」という）を設置するものとする。

なお、警戒本部の職員構成は笛吹市災害時職員活動マニュアルによるものとする。

★警戒本部設置基準：笛吹市に大雪警報が発令され、市内の広範囲にて今後の予想積雪深が30cmを大きく超える積雪が見込まれる場合。

2 笛吹市災害対策本部の設置及び廃止

市長は、災害対策基本法第23条の規定により、笛吹市内において災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合に、総合的な防災活動の推進を図るため、必要があると認めるときは、笛吹市災害対策本部（以下「対策本部」という）を設置するものとする。

なお、対策本部の設置及び廃止基準は次のとおりとする。

〔豪雪に係る対策本部設置基準〕

次の①から④のいずれかに該当した場合

- ① 市内の広範囲において積雪深が40cmに達し、さらに降雪の恐れがある場合。
- ② 甲府気象台の気象状況により笛吹市に大雪又は暴風雪警報が発令され、大規模な雪害が発生するおそれがあり、その対策を必要とするとき。
- ③ 豪雪により本市が規定する道路除排雪計画に基づく除雪について、2日以上を要する場合。
- ④ 広域的に住民の救助を要する場合。

〔豪雪に係る対策本部廃止基準〕

- ① 豪雪災害に係る予防及び応急対策がおおむね終了したと認めるとき。
- ② 発生するおそれがある災害が発生しないことが明らかになったとき。

3 応急活動体制

笛吹市災害時職員活動マニュアルに基づき、注意報等配備体制、警報等配備体制、警戒本部、対策本部による態勢をとり、所要の活動を行なうものとする。

[応急活動体制]

○注意報等配備体制

配備部署 : 防災危機管理課、経営企画課、農林土木課、土木課、地域住民課。

休日等の態勢 : 各担当自宅待機。

配備基準 : 大雪注意報又は風雪注意報が発表された場合。

○警報等配備体制

配備部署 : 防災危機管理課、総務課、経営企画課、農林土木課、土木課、地域住民課。

休日等の態勢 : 担当職員は防災危機管理課に参集。

配備基準 : 大雪警報、暴風（雪）警報のいずれか一以上が発表された場合。

○警戒本部

参集者 : 総務部長、防災危機管理課長、連絡員、現地活動拠点支部、統括局、各班員（3名）。

休日等の態勢 : 初動体制職員、参集者は速やかに本館301会議室に参集。

設置基準

- ① 市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれる場合。
- ② 避難勧告が発令する等の状況が生じた場合。
- ③ 交通網の遮断等により、応急活動の必要が認められる場合。
- ④ 状況の推移によっては、相当規模の災害発生の恐れがあると判断される場合。

○対策本部

参集者 : 全職員

休日等の態勢 : 全職員 ※初動体制職員は速やかに本館301会議室に参集

設置基準

- ① 市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪の恐れがある場合。
- ② 市内に特別警報が発表された場合。
- ③ 災害が広範囲な地域にわたる恐れがあり、災害応急対策を必要とする場合。
- ④ 災害救助法による救助を必要とする場合。

[土木課・農林土木課]（道路除雪担当課）

○積雪深10～15cm

休日等の対応 : 当番待機員で対応

除雪委託業者に対して除雪指示

○大雪警報発表

休日等の対応 : 警報等配備体制担当職員は参集し全課員自宅待機体制

予想積雪状況により全課員が出勤し除雪状況や道路情報等を確認し対応する。

4 職員の動員及び配備（通常体制）

笛吹市災害時職員活動マニュアルに基づき行動するものとするが、降雪状況等災害事象に応じ臨機応変な対応を行なうものとする。

5 職員の動員及び配備（交通網の遮断等により自宅から所定の場所に参集できない場合）

休日等及び勤務時間外において、短時間に非常体制を要する積雪があり、交通が遮断され職員動員がままならない状況下においては、本部長（市長）の指揮により応急的配備方法として、職員の居住地により、次の応急動員体制をとるものとする。

ただし、災害対策本部員、本庁所属長（次長・課長）、統括局員、総務課職員、土木課職員、農林土木課職員、経営企画課員、初動体制職員は居住地に関わらず本庁舎（本館）に集合し、また、地域住民課にあっては、各支所に集合し、それぞれの任務を遂行するものとする。

〔応急動員体制〕

○市役所本庁舎（本館）集合：石和地区居住職員

○各支所集合：当該支所管轄地区内居住職員

※市外居住者については、最寄りの本庁舎（本館）若しくは支所へ集合。

※応急動員体制下においては、集合してきた職員に対して、その時点で最優先として対応すべき任務を付与し、配置するものとする。

※現地活動拠点支部は、集合職員の確認と被害状況を集約して対策本部に報告するとともに、対策本部の指示により、必要な任務を遂行するものとする。

※なお、集合する職員は、除雪作業ができる服装で、スコップ等を持参するものとする。

6 対策本部設置時の主な所掌事務

統括局→防災危機管理課及び統括局員

- ・災害対策本部に関すること。
- ・本部長、副本部長の秘書に関すること。
- ・雪害に対する各班、関係機関からの情報収集・連絡調整に関すること。
- ・防災行政無線に関すること。
- ・備蓄食糧及び物品等に関すること。
- ・消防団との連携に関すること。

総務班→総務課

- ・職員の配備及び動員に関すること。
- ・行政区への連絡及び連携に関すること。
- ・県及び他市町村への応援要請に関すること。

管財班→管財課

- ・市有自動車の集中管理に関すること。

税務班→税務課、収税課

- ・被害家屋、停滞車輛等の災害情報の収集に関すること。
- ・り災証明に関すること。（固定資産税課税対象施設に限る。）

広報班→経営企画課

- ・通信、ライフラインの停止・復旧、交通機関の運行等に関する情報収集及び広報に関すること。
- ・市ホームページ及びＬアラート等を利用した情報発信に関すること。

- ・報道機関との連絡調整に関すること。

住民班→市民活動支援課、戸籍住民課、国民健康保険課

- ・市民等からの問い合わせ、苦情等に関する処理及び担当班への処理依頼に関すること。
- ・ボランティアの受け入れに関すること。

※電話対応する場所は総務班が別途指示する。

環境班→環境推進課

- ・被災地域の環境パトロールに関すること。
- ・被災地域の廃棄物の収集及び処理に関すること。
- ・災害廃棄物の処理に関すること

福祉班→福祉総務課、生活援護課、長寿介護課

- ・被災者等に対する食糧等の運搬提供に関すること。
- ・民生委員への連絡及び連携に関すること。
- ・災害時避難行動要支援者の安否確認、避難誘導に関すること。

保育班→子育て支援課

- ・保育児童の避難及び安全送致に関すること。

救護班→健康づくり課

- ・医療に係る情報収集と提供及び健康管理に関すること。

農政班→農林振興課、農林土木課、農業委員会事務局

- ・農林水産物及び農林水産施設関係の被害調査、応急対策に関すること。
- ・農道・林道の除雪及び凍結防止に関すること。
- ・農道等の農業土木施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。

観光商工班→観光商工課

- ・商工及び観光関係の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・観光客及び帰宅困難者の避難に関すること。

建設班→土木課、管理総務課、まちづくり整備課

- ・市道の除雪及び凍結防止に関すること。
- ・道路、橋梁、堤防等の公共土木施設の災害対策、被害調査及び応急対策に関すること。
- ・雪崩等による通行不能箇所の調査及び対策に関すること。（市内パトロール）
- ・土木建設関係業者の動員に関すること。
- ・除雪計画・進行状況に関し、国・県・市との連絡調整に関すること。

水道班→業務課、水道課

- ・飲料水等の供給に関すること。
- ・凍結するおそれがある場合、住民に対する周知・広報に関すること。
- ・水道施設の被害調査に関すること。

議会班→議会事務局

- ・市議会との連絡調整に関すること。

学校教育班→教育総務課、学校教育課

- ・児童生徒の避難に関すること。
- ・学校の休校、登校時間に関すること。

- ・学校施設における避難所開設・運営に関すること。

現地活動拠点支部→総務課、各支所地域住民課

- ・支所管内の情報収集及び情報伝達に関すること。
- ・支所管内の除雪及び凍結防止に関すること。
- ・支所管内の通行不能箇所の調査に関すること。
- ・避難所開設及び管理、避難者の誘導収容に関すること。
- ・帰宅困難者への支援に関すること。

上記以外の班

- ・雪害対策活動に緊急を要し、且つ特に必要であると本部長が認めた事項に関すること。

公共施設所管している班

- ・学校、保育所、公民館、体育施設、下水道施設、水道施設等の市の公共施設の担当部局は、それぞれの施設の状況等を把握し対応する。

消防団

- ・孤立予想集落や各地域における雪害対策に関すること。
- ・救助、救出等救急業務及び人命救助に関すること。
- ・消防水利の確保に関すること。

第2章 情報収集及び情報連絡計画

1 情報収集体制・・・(統括局、総務班、住民班、広報班、現地活動拠点支部等)

○国、県、近隣市町村、気象台、消防本部、警察等の行政及び防災関係機関と連携を密にして情報収集を図る。

○電気、ガス、水道、電話等のライフライン企業と連携を密にして情報収集を図る。

○ＪＲや路線バス等の公共交通機関と連携を密にして情報収集を図る。

○市民からの情報提供に対応できるよう窓口を設ける。

2 情報連絡体制・・・(統括局、総務班、広報班、建設班、農政班、現地活動拠点支部等)

降雪状況、除雪状況等の情報連絡及び報告は、各体制において必要の都度行うものとする。また、警戒配備体制時の関係部局への連絡は、本市地域防災計画一般災害編第3章災害応急対策計画第2節職員配備計画の「職員への伝達及び配備」により行うものとする。

第3章 広報活動計画

豪雪時における情報を迅速かつ適切に市民に対し提供するために、連絡系統その他必要な事項に関し、予め所要の体制を確立することによって市民生活の混乱を防止するものである。

1 提供情報項目

警報等配備体制以降は、防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ等により、次の情報から必要なものを市民及び市外からの帰宅困難者に提供するものとする。

また、テレビ・ラジオ等の報道関係機関に要請し、次の情報から必要なものを市民に提供するものとする。

- ① 降雪等気象に関する情報
- ② 除雪に関する情報
- ③ 公共交通機関の運休に関する情報
- ④ 道路情報（通行止め）
- ⑤ ライフラインに関する情報
- ⑥ 市民への注意喚起と協力依頼
- ⑦ その他必要な情報（市等主催のイベントの中止連絡等）

2 広報方法及び連絡系統・・・（統括局《防災危機管理課》、現地活動拠点支部、広報班等）

警報等配備体制以降の情報提供は、防災行政無線並びにＬアラート、市ホームページ等を通じて市民及び市外からの帰宅困難者に対して行うこととする。また、行政区長に対しても電話等で情報提供し、地域の状況について情報提供を受けることとする。

第4章 豪雪時における各種対策

1 災害時避難行動要支援者対策

- (1) 災害時避難行動要支援者の状況把握及び安否確認

市は、民生委員、介護保険等サービス事業者、地域包括支援センター、自主防災組織、消防団、障がい者当事者団体、郵便、新聞、宅配事業者等と連携し、災害時避難行動要支援者に関する情報を把握するとともに安否確認を行う。

- (2) 災害時避難行動要支援者への支援

災害時避難行動要支援者の支援及び情報提供については、市が地区や関係団体と連携して行う。

2 帰宅困難者対策

積雪、雪崩等により交通が困難または不能になり、帰宅困難者が発生した場合は、帰宅困難者に対し必要な道路除雪情報等の提供並びに食糧・毛布等の支給を行うとともに、状況に応じて避難所を開設する。

3 農業施設対策

日頃から、豪雪による被害を受けないように不要なビニール等を除去するなど農家に周知するとともに、豪雪が予測される場合は、甲府地方気象台からの気象情報や県（峡東農務事務所）からの減災のための技術的な周知をおこなう。

災害が発生した場合には被害状況の迅速な把握を行い、農作物への被害の防止を図る等降雪対応の徹底を図る。

4 孤立予防対策

積雪、雪崩等により交通が困難または不能になり、孤立するおそれのある地区をあらかじめ把握し、当該地域の住民に対して、食糧・水・燃料等の十分な備蓄を図るよう周知を図る。

また、気象情報に注意を払い、必要に応じて、事前に自主避難を呼びかける。さらに、状況に応じてヘリコプターによる避難が必要と認められる場合は、関係機関に要請する。

第5章 豪雪時及び豪雪対策における住民等に対する普及啓発

豪雪時及び豪雪対策における住民等に対する普及啓発、注意喚起等については、次の事項に重点をおいて取り組むこととする。

1 在宅時の安全な過ごし方等について

- 豪雪が予想される場合は不要な外出は避ける。
- 非常持出品、非常備蓄品の準備。(懐中電灯、ラジオ、燃料、食糧・水等)
- FF式暖房機の給気口付近の除雪状況を確認すること。
- 要配慮者への安全確保については、特に配慮すること。

2 車両の運転等について

- 豪雪が予想される場合は、できる限り車両の運転は避ける。
- やむを得ず車両を運転する場合は、次の点に留意する。
 - ・事前に気象情報、道路情報等を確認する。
 - ・車両の点検整備の確実な実施。
 - ・防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、水・非常食の準備。
 - ・道路状況に応じた無理のない運転。
 - ・スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着。
 - ・暴風雪の際の早期避難。
 - ・車両走行不能時の早期の救助依頼。
 - ・車両内での待機。
 - ・マフラーの定期的除雪。
 - ・適切な換気による一酸化炭素中毒の防止。
 - ・立ち往生してやむを得ず車を離れる場合にはドアをロックせず、キーを車内の分かりやすい場所に残すこと。

3 防災気象情報等の活用について

- 豪雪が予想される場合は、住民1人ひとりが的確に安全確保の行動がとれるよう、気象情報、注意報及び警報を活用して早めの行動をとることの重要性について周知を図る。
- 防災行政無線等による市からの情報に注意する。

4 雪下ろし等除雪作業中の事故防止について

- 除雪作業時の家族・隣近所への声かけ。
- 屋根の積雪を確認し、雪下ろし作業を行う場合は複数で行う。
- 携帯電話の携行。
- 命綱・ヘルメットの正しい着用。
- はしごの固定
- 除雪道具の点検・手入れ。
- ガス設備の損傷事故及び除雪機への巻き込まれ事故の防止等安全対策の徹底。

第6章 行政区・事業所等・市による役割分担と相互連携及び協力

災害発生直後は、公的な救援活動には限界があるため、地区住民、事業所等及び市が予め役割分担を明確化した上で、相互に連携・協力して災害応急対策を行う必要がある。

1 行政区、自主防災組織等の役割

- 行政区長等は、市と連携を図り、災害に関する正しい情報の収集とその伝達を行う。
- 市に対し必要な情報の提供を行う。
- 地域の一人暮らしの高齢者など救助が必要な人がいないか、安否確認や支援を民生委員や市の職員等と連携しながら行う。
- 行政区長等を中心に地域住民みんなで、生活用道路の除雪等を行う。
- 市において集雪場所を確保するが、行政区においても集雪場所等の確保に努める。

2 事業所等の役割

- 行政区長等と連絡を取り、その地域と連携して可能な協力を行う。

3 市の役割

- 市民の生命・財産の確保を図るため、最大限の対応を行う。
- 道路交通網の確保に関すること。
- 迅速的確な市民への情報提供に関すること。
- 除雪資機材の整備に関すること
- 行政区への除雪支援に関すること。（行政区の除雪に対する特別交付金等）

第7章 応援要請

災害の発生に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、自衛隊、県、他の市町村等に応援を要請する。

他の市町村等への応援要請については、「災害時の相互応援に関する協定」に基づき、市長の判断により職員派遣要請及び災害時備蓄品等の提供要請を行うこととする

第8章 災害時における民間との防災協力及び連携

災害時における被害軽減や早期復旧には官民の連携・協力（共助）が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実を図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な災害応急活動が推進できるよう、体制の整備を図り、必要な協力を求めることとする。

- 社会福祉協議会と連携し災害ボランティアセンターを設置・運営し、積極的にボランティアの活用を図る。
- 防災協力メニューの明確化
- 防災協力協定の締結の推進
- 災害時における協力団体登録制度による各種団体等の協力確保
- 民間企業等との連携強化

第2編 道路除排雪計画

第1章 道路除排雪計画の基本方針

1 計画の目的

平成26年2月14日15日の豪雪の教訓を踏まえ、市民生活への影響を最小限とするため、山梨県道路除排雪計画に則り市道等の除排雪体制の確立と雪に関する情報の共有・発信の強化など、冬季における安全な交通の確保を効果的・効率的に行うための基本的な方針とする。

2 計画の性格と役割

○地域防災計画における市道等の除排雪作業に係る行動計画。

○豪雪時における国県及び市関係機関と連携した効率的な除排雪作業の基本指針。

第2章 除雪対策に係る体制発令基準

1 除雪対策発令基準

■注意報等配備体制

【配備基準】

- ・大雪注意報又は風雪注意報が発表された場合。※12時間降雪深（盆地5cm、山地10cm）

■警報等配備体制

【配備基準】

- ・大雪警報、暴風（雪）警報のいずれか一以上が発表された場合。※12時間降雪深（盆地15cm、山地30cm）

■警戒本部

【設置基準】

- ①市内の広範囲な地域にわたり、豪雪により積雪が30cmを大きく超えると見込まれる場合。
- ②避難勧告が発令する等の状況が生じた場合。
- ③交通網の遮断等により、応急活動の必要が認められる場合。
- ④状況の推移によっては、相当規模の災害発生の恐れがあると判断される場合。

■対策本部

【設置基準】

- ①市内の広範囲において、積雪深が40cmに達し、さらに降雪の恐れがある場合。
- ②市内に特別警報が発表された場合。
- ③災害が広範囲な地域にわたる恐れがあり、災害応急対策を必要とする場合。
- ④災害救助法による救助を必要とする場合。

【非常体制発令時の除雪実施方針】

① 除雪優先路線の考え方の適用

市内路線に除雪作業の優先度を定め、市が協定する除雪業者と連携を密にし、効率的な除雪作業を実施する。

② 異なる道路管理者間（国・県道）における情報共有の強化

除雪作業を円滑に実施するため、国・県道における除雪状況等の情報連携の強化を図る。

③ 市街地における夜間の除雪作業の実施

除雪目標の早期達成のため、主要道路（優先度の考え方に応じて路線を選定）の夜間の除雪作業を実施する。

④ 道路における除雪は車道部分とするが、必要に応じて歩道の除雪も行う。

第3章 道路除排雪実施方法

1 除雪優先道路の設定

通常の除雪能力を超える降雪時においても道路交通の機能維持を図るため、市内道路における除雪作業の優先度を設定し、市内道路のネットワークを確保する。

【優先度の定義】

① 除雪優先路線

- ・ 国・県道への接続路線
- ・ 市役所本庁舎・支所への接続路線
- ・ 排雪場所・集雪場所への接続路線
- ・ 指定避難所への接続路線
- ・ 地域災害拠点病院への接続路線

② 除雪路線 上記以外で必要に応じて除雪作業を実施する路線

【※別添 豪雪時除雪優先路線図参照】

2 除雪実施方法

（１）除雪対策に係る体制移行に応じた除排雪実施の流れ

【※ P15 除雪対策に係る体制移行に応じた除排雪実施の流れ 参照】

（２）注意報等配備体制時及び警報等配備体制時の除雪

① 降雪に向けた事前準備

降雪が予想される場合または注意体制発令時には、降雪直後から円滑な除雪作業を実施するため、除雪委託業者への事前指示、管理者間での情報共有を行う。

② 優先路線の除雪に向けた準備

警戒本部設置基準に相当する降雪が見込まれる場合、優先路線の考え方に応じた除雪作業に円滑に移行するため、道路管理者間において必要な情報をあらかじめ共有しておく。

（３）警戒本部及び対策本部設置時の除雪

① 優先路線の考え方に基づいた除雪

通常の除雪能力を超える降雪時においては、関係機関と連携しながら優先度の高い路線から除雪作業を実施する。

② 除雪支援要請

除雪作業の更なる効率化のため、必要に応じて他県の災害時応援協定締結団体並びに自衛隊への支援を要請する。

３ 排雪場所・集雪場所の確保

道路除雪後の排雪が必要となる場合に備え、道路管理者（市・国・県）が合同で利用できる排雪場所の確保を行う。

さらに、市長が道路及び公共施設における除雪後の排雪が必要と判断する場合は、市保有地に集雪場所を確保する。集雪場所は各行政区も含め、全ての公共機関が合同で利用できるものとする。

【※ P14 豪雪時排雪場所・集雪場所参照】

４ 除雪時における立ち往生車両・放置車両対策

市道等において立ち往生車両や放置車両が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要性がある場合には、必要に応じて迅速に当該車両の移動等の措置をとるものとする。

【※ 平成26年11月災害対策基本法改正による措置】

第４章 情報連絡及び情報発信

１ 情報連絡・提供

除排雪に係る情報提供を市ホームページにより行う。

① 降雪シーズン前からの情報提供

情報提供内容 除雪体制状況、排雪場所、集雪場所

② 降雪開始からの情報提供

情報提供内容 道路規制に関する情報、気象や降雪状況、除雪作業状況、利用可能な排雪場所の状況、その他迅速な除雪作業実施のために必要な情報

２ 道路利用者への情報発信

① 通行規制実施状況、除雪実施状況を市ホームページにより情報提供。

② 帰宅困難者への支援に関する情報提供。

第５章 雪崩危険箇所への対応

１ 降雪前の事前予防

あらかじめ県等関係機関と協議し、地形の特性、降雪積の状況、雪質の変化、地域の過去事例等を勘案して雪崩発生が想定される箇所の把握に努める。

2 降雪開始から雪崩発生までの対応

- ① 雪崩発生懸念箇所における利用者への注意喚起
- ② 雪崩を誘発しにくい除雪方法の実施
- ③ パトロール（警戒巡視）、雪崩発生の予兆あるいは発生の早期確認
- ④ 通行規制の実施

3 雪崩に関する普及啓発

表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く発生に気づいてから逃げるのが難しいこと等雪崩の特徴等について、住民に周知を図る。

第6章 凍結防止剤散布・配布計画

1 散布車による散布

気温が氷点下以下になるおそれがあるときには、橋梁・急な坂路等の箇所について、路面状況を勘案し、凍結防止剤散布車により凍結防止剤の散布を行う。

2 行政区、消防団への配布

地区の実情に応じて行政区、消防団へ凍結防止剤の配布を行う。また、市は凍結防止剤の必要量の確保に努めるものとする。

第7章 計画の推進

1 国・県との連携

豪雪時の市民生活を確保する上で、市外へのアクセス道路である国・県道の除排雪体制との連携を図る。

2 計画の見直し

市内道路の新設・改築、公共施設の整備など社会環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直す。

豪雪時排雪場所・集雪場所

1 排雪場所（道路管理者指定）

	排雪場所名称	地区名	住所	所有者名	管理者名
1	平等川	春日居町	春日居町鎮目地内	山梨県	山梨県
2	金川（金川の森）	一宮町	一宮町国分地内	山梨県	施設管理者
3	西川（西川大橋）	春日居町	春日居町桑戸地内	山梨県	山梨県
4	渋川（御成橋）	石和町	石和町東油川地内	山梨県	山梨県

2 集雪場所（市指定）

	集雪場所名称	地区名	住所	所有者名	管理者名
1	スコレーセンター駐車場	石和町	石和町小石和 751	笛吹市	生涯学習課
2	御坂体育館駐車場	御坂町	御坂町尾山 5	笛吹市	生涯学習課
3	いちのみや桃の里スポーツ公園駐車場	一宮町	一宮町本都塚 183-1	笛吹市	生涯学習課
4	若彦路ふれあいスポーツ館駐車場	八代町	八代町南 459-1 他	笛吹市	生涯学習課
5	境川弓道場駐車場	境川町	境川町石橋 2445	笛吹市	生涯学習課
6	春日居スポーツ広場駐車場	春日居町	春日居町鎮目 2114 他	笛吹市	生涯学習課
7	芦川ヘリポート隣市有地	芦川町	芦川町新井原 1394	笛吹市	芦川支所

※ 排雪場所は道路管理者のみ利用可能とする。

※ 集雪場所は、市長が必要と判断する場合で、各行政区を含め全ての公共機関が合同で利用できるものとする。集雪場所が不足する場合は、必要に応じて別の市有地を指定するものとする。

※ 原則として、私有地からの排雪は受け入れないものとする。

2 除雪実施方法

(1) 除雪対策に係る体制移行に応じた除排雪実施の流れ

